

社会福祉法人さくら草

身体拘束等の適正化のための指針

1. 法人における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。法人では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない利用者支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束の廃止

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、権利擁護委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

具体的には以下の行為が該当します。

(1) 車いすやベッドに縛り付けること

(2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付けること

(3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること

(4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限すること

(5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること

(6) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離すること

2. 権利擁護委員会その法人内の組織に関する事項

(1) 権利擁護委員会の設置

法人では、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討することを目的とする身体拘束適正化検討委員会と、虐待発生防止を目的とする虐待防止委員会を一体的に行う権利擁護委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会では、特に緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成メンバー

委員会の委員長は委員の中から理事長が任免します。その他委員は所属している事業所の管理者とし理事長が任免します。委員会は、年3回（6月・10月2月）及び委員長が認めた場合に開催します。

(3) 委員会では、次のような内容について協議し、検討結果を職員等に周知徹底します。

①3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

②身体拘束を行っている利用者がある場合

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し

拘束の解除に向けて検討します。

③身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合

3要件の該当状況、特に代替案を検討します。

④今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合

家族、関係機関等との意見調整の進め方を検討します。

⑤意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑥今後の予定（研修・次回委員会）

⑦今回の議論のまとめ・共有

(4) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する研修は、本指針に基づき、身体拘束等適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指します。

(2) 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時にも研修を実施します。

(3) 外部機関により提供される身体拘束等適正化のための研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 法人内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向け取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者、家族へ説明し同意書（別紙1）へ記載するとともに、実際に身体拘束を行った場合には状況を記録します。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、法人内に常設し、また、ホームページに公表します。

附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、2024年2月21日権利擁護委員会にて決定し、同日より施行する。

この指針は、2024年6月19日権利擁護委員会にて決定し、同日より施行する。

身体拘束に関する同意書

様

ご利用者の状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為 (部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	

上記の通り実施いたします。

年 月 日

施設名：

施設長：

記録者：

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

氏名：

印

(代理人) 氏名：

印(続柄)